

<p>事に係るもの</p> <p>イ 空港整備事業に係るもの</p> <p>ロ 港湾・漁港・海岸整備事業及び沿岸漁場整備事業に係るもの</p>										○	鳥取空港管理事務所長	○	鳥取港湾事務所長																							○	鳥取空港管理事務所長																																																																																																																																	
<p>4 同規則第19条第1項の規定による入札参加者の指名</p> <p>(一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 空港整備事業に係るもの</p> <p>(2) 港湾・漁港・海岸整備事業及び沿岸漁場整備事業に係るもの</p>											○	鳥取空港管理事務所長	○	鳥取港湾事務所長																						○	鳥取空港管理事務所長																																																																																																																																	
<p>5 同規則第21条第1項の規定による見積書の提出者の決定</p> <p>(一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が1,000万円以上1億円未満の工事に係るもの</p> <p>(三) 請負対象設計金額が1,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 空港整備事業に係るもの</p> <p>(2) 港湾・漁港・海岸整備事業及び沿岸漁場整備事業に係るもの</p>											○	鳥取空港管理事務所長	○	鳥取港湾事務所長																						○	鳥取空港管理事務所長																																																																																																																																	
<p>6 同規則第22条の規定による請負契約の相手方の決定</p> <p>(一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が1,000万円以上1億円未満の工事に係るもの</p> <p>(三) 請負対象設計金額が1,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 空港整備事業に係るもの</p> <p>(2) 港湾・漁港・海岸整備事業及び沿岸漁場整備事業に係るもの</p>											○	鳥取空港管理事務所長	○	鳥取港湾事務所長																						○	鳥取空港管理事務所長																																																																																																																																	
<p>7 略</p>																																																																																																																																																																						
<p>8 同規則第28条の規定による下請負者等に関する報告の要求</p> <p>(一) 空港整備事業に係るもの</p> <p>(二) 港湾・漁港・海岸整備事業及び沿岸漁場整備事業に係るもの</p>											○	鳥取空港管理事務所長	○	鳥取港湾事務所長																						○	鳥取空港管理事務所長																																																																																																																																	
<p>9 略</p>																																																																																																																																																																						
<p>10 同規則第30条第1項の規定による工事</p>																																																																																																																																																																						
<p>の工事に係るもの</p> <p>イ 空港整備事業に係るもの</p> <p>ロ 港湾・漁港・海岸整備事業及び沿岸漁場整備事業に係るもの</p>																																																																																																																																																																						

<p>・海岸整備事業及び沿岸漁場整備事業に係るもの</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										</
-------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----

18~28 略									
29	同規則第6条第2項(同規則第6条第2項において準用する場合を含む)の規定による請負代金の支払 (一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの (1) 空港整備事業に係るもの (2) 港湾・漁港・海岸整備事業及び沿岸漁場整備事業に係るもの							○	鳥取空港管理事務所長 鳥取港湾事務所長
30 略									
31	同規則第1条第2項の規定による請負代金の前金払い (一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの (1) 空港整備事業に係るもの (2) 港湾・漁港・海岸整備事業及び沿岸漁場整備事業に係るもの							○	鳥取空港管理事務所長 鳥取港湾事務所長
32 略									
33	同規則第6条第4項の規定による請負代金の部分払い (一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの (1) 空港整備事業に係るもの (2) 港湾・漁港・海岸整備事業及び沿岸漁場整備事業に係るもの							○	鳥取空港管理事務所長 鳥取港湾事務所長
34	同規則第7条第1項の規定による請負代金の代理受領の承認 (一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの (1) 空港整備事業に係るもの (2) 港湾・漁港・海岸整備事業及び沿岸漁場整備事業に係るもの							○	鳥取空港管理事務所長 鳥取港湾事務所長
35 略									

18~28 略									
29	同規則第6条第2項(同規則第6条第2項において準用する場合を含む)の規定による請負代金の支払 (一) 請負対象設計金額が1,000万円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの (1) 空港整備事業に係るもの (2) 港湾・漁港・海岸整備事業及び沿岸漁場整備事業に係るもの							○	鳥取空港管理事務所長 鳥取港湾事務所長
30 略									
31	同規則第1条第2項の規定による請負代金の前金払い (一) 請負対象設計金額が6,000万円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの (1) 空港整備事業に係るもの (2) 港湾・漁港・海岸整備事業及び沿岸漁場整備事業に係るもの							○	鳥取空港管理事務所長 鳥取港湾事務所長
32 略									
33	同規則第6条第4項の規定による請負代金の部分払い (一) 請負対象設計金額が6,000万円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの (1) 空港整備事業に係るもの (2) 港湾・漁港・海岸整備事業及び沿岸漁場整備事業に係るもの							○	鳥取空港管理事務所長 鳥取港湾事務所長
34	同規則第7条第1項の規定による請負代金の代理受領の承認 (一) 請負対象設計金額が6,000万円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの (1) 空港整備事業に係るもの (2) 港湾・漁港・海岸整備事業及び沿岸漁場整備事業に係るもの							○	鳥取空港管理事務所長 鳥取港湾事務所長
35 略									

	36 同規則第27条第1項の規定による請負代金の支払 (一) 請負対象設計金額が1億以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が1億未満の工事に係るもの (1) 空港整備事業に係るもの (2) 港湾・漁港・海岸整備事業及び内沿岸漁場整備事業に係るもの	○						○	鳥取空港管理事務所長	○									○	鳥取空港管理事務所長	○				
	37 略																								
三 港灣法(昭和25年法律第218号)に基づく知事の権限に属する事務	1 略 2 同法第37条第1項の規定による港灣区域又は港灣隣接地域内における公共空地の占用等の許可 (一) 次に掲げるもの(鳥取港及び田後港に係るものに限る。) (1) 工作物の設置を伴わないもの及び河川の工事用施設その他一時的な占用に係るものの占用許可 (2) 土砂の採取の許可 (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、許可期間満了後の継続占用に係るもの (二) (一)の(1)から(3)までに掲げるもの(鳥取港及び田後港に係るものを除く。) (三) (一)及び(二)以外のもの	○						○	鳥取港湾事務所長										○	鳥取港湾事務所長					地方県土整備局長
	3 同法第37条第1項の規定による港灣区域又は港灣隣接地域内における水域の占用等の許可 (一) 次に掲げるもの(鳥取港及び田後港に係るものに限る。) (1) 工作物の設置を伴わないもの及び河川の工事用施設その他一時的な占用に係るものの占用許可 (2) 土砂の採取の許可 (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、許可期間満了後の継続占用に係るもの (二) (一)の(1)から(3)までに掲げるもの(鳥取港及び田後港に係るものを除く。)	○						○	鳥取港湾事務所長										○	鳥取港湾事務所長					地方県土整備局長
	37 略																								

<p>(三) (一)及び(二)以外のもの</p> <p>4 同法第7条第3項の規定による国等の行う水域又は公共空地の占用等についての国等との協議 (一) 空巻巻留票の項の二の二の(一)又は3の(一)により許可したものに係るもの (二) 空巻巻留票の項の三の二の(二)又は3の(二)により許可したものに係るもの (三) 空巻巻留票の項の三の二の(三)又は3の(三)により許可したものに係るもの</p>	○						○	鳥取港湾事務所 所長	○	中部総合事務所 所長 土整備局長 西部総合事務所 所長 土整備局長										局長	○	鳥取港湾事務所 所長	○	中部総合事務所 所長 土整備局長 西部総合事務所 所長 土整備局長										地方県土整備局長	○	鳥取港湾事務所 所長	○	中部総合事務所 所長 土整備局長 西部総合事務所 所長 土整備局長																																																																																																																																																																																																																																																																																															
5~12 略																						5~12 略																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
<p>13 同法第6条第1項の規定による港湾区域の定めのない港湾における水防施設等の建設、水域の一部の占用又は土砂の採取の許可のうち次に掲げるもの (一) 次に掲げるもの(鳥取港及び田後港に係るものに限る。) (1) 一時的な占用に係るものの占用の許可 (2) 土砂の採取の許可 (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、許可期間満了後の当該許可を受けた行為の継続に係るもの (二) (一)の(1)から(3)までに掲げるものの(鳥取港及び田後港に係るものを除く。) (三) (一)及び(二)以外のもの</p>	○						○	鳥取港湾事務所 所長	○	中部総合事務所 所長 土整備局長 西部総合事務所 所長 土整備局長										局長	○	鳥取港湾事務所 所長	○	中部総合事務所 所長 土整備局長 西部総合事務所 所長 土整備局長																																																																																																																																																																																																																																																																																																													

四 略									
五 鳥取県港湾管理条例(昭和55年鳥取県条例第6号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第3条第1項の規定による港湾施設の使用等の許可 (一) 仮設の工事用施設その他一時的な使用又は許可期間満了後の継続使用に係るもの(鳥取港及び田後港に係るものを除く。)								鳥取県港湾事務所長
	(二) 仮設の工事用施設その他一時的な使用又は許可期間満了後の継続使用に係るもの(鳥取港及び田後港に係るものを除く。)								中部総合事務所長 所限士整備局長 西部総合事務所長 所限士整備局長
	(三) (一)及び(二)以外のもの								
									地方県士整備局長
2 同条例第5条第2項の規定による使用料の減免 (一) 空港整備費の項の五の1の(一)により許可したものに係るもの (二) 空港整備費の項の五の1の(二)により許可したものに係るもの	(一) 空港整備費の項の五の1の(一)により許可したものに係るもの								鳥取県港湾事務所長
	(二) 空港整備費の項の五の1の(二)により許可したものに係るもの								中部総合事務所長 所限士整備局長 西部総合事務所長 所限士整備局長
	(三) (一)及び(二)以外のもの								
									地方県士整備局長
3 同条例第8条の規定による港湾施設の原状の回復の指示 (一) 鳥取港及び田後港に係るもの (二) (一)以外のもの	(一) 鳥取港及び田後港に係るもの								鳥取県港湾事務所長
	(二) (一)以外のもの								中部総合事務所長 所限士整備局長 西部総合事務所長 所限士整備局長
									地方県士整備局長
4 同条例第9条第1項の規定による法令等の違反の場合における港湾施設の使用の許可の取消し等 (一) 空港整備費の項の五の1の(一)により許可したものに係るもの (二) 空港整備費の項の五の1の(二)により許可したものに係るもの	(一) 空港整備費の項の五の1の(一)により許可したものに係るもの								鳥取県港湾事務所長
	(二) 空港整備費の項の五の1の(二)により許可したものに係るもの								中部総合事務所長 所限士整備局長 西部総合事務所長 所限士整備局長
	(三) (一)及び(二)以外のもの								
									地方県士整備局長
5及び6 略									
7 同条例第11条第2項の規定による港湾施設の原状の回復の検査 (一) 鳥取港及び田後港に係るもの (二) (一)以外のもの	(一) 鳥取港及び田後港に係るもの								鳥取県港湾事務所長
	(二) (一)以外のもの								中部総合事務所長 所限士整備局長 西部総合事務所長

<p>において準用する場合を含む。)の規定による国等の行う海岸保全区域の占用等の協議</p> <p>(一) 空巻巻留票の項の八の17の(一)又は18の(一)に係るもの</p> <p>(二) 空巻巻留票の項の八の17の(二)又は18の(二)に係るもの</p> <p>(三) (一)及び(二)以外のもの</p>								<p>○ 鳥取港湾事務所 所長</p>	<p>○ 中部総合事務所 所長 土整備局長</p> <p>○ 西部総合事務所 所長 土整備局長</p>																						<p>○ 鳥取港湾事務所 所長</p> <p>○ 地方県土整備局長</p>																																																																																																																																																																																																																																																																						
<p>11 同法第11条 (同法第37条の8において準用する場合を含む。)の規定による占有料及び土砂採取料の徴収</p> <p>(一) 鳥取港、網代漁港及び丹後港に係るもの</p> <p>(二) (一)以外のもの</p>								<p>○ 鳥取港湾事務所 所長</p>	<p>○ 中部総合事務所 所長 土整備局長</p> <p>○ 西部総合事務所 所長 土整備局長</p>																						<p>○ 鳥取港湾事務所 所長</p> <p>○ 地方県土整備局長</p>																																																																																																																																																																																																																																																																						
<p>12 同法第12条 (同法第37条の8において準用する場合を含む。)の規定による法令等の違反の場合における許可の取消し等</p> <p>(一) 空巻巻留票の項の八の17の(一)又は18の(一)に係るもの</p> <p>(二) 空巻巻留票の項の八の17の(二)又は18の(二)に係るもの</p> <p>(三) (一)及び(二)以外のもの</p>								<p>○ 鳥取港湾事務所 所長</p>	<p>○ 中部総合事務所 所長 土整備局長</p> <p>○ 西部総合事務所 所長 土整備局長</p>																						<p>○ 鳥取港湾事務所 所長</p> <p>○ 地方県土整備局長</p>																																																																																																																																																																																																																																																																						
13及び14 略																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
<p>15 同法第13条の規定による海岸保全施設に関する工事の承認又は協議</p> <p>(一) 工事費が5,000万円未満の工事に係るもの(鳥取港、網代漁港及び丹後港に係るものを除く。)</p> <p>(二) 工事費が5,000万円未満の工事に係るもの(鳥取港、網代漁港及び丹後港に係るものを除く。)</p> <p>(三) (一)及び(二)以外のもの</p>								<p>○ 鳥取港湾事務所 所長</p>	<p>○ 中部総合事務所 所長 土整備局長</p> <p>○ 西部総合事務所 所長 土整備局長</p>																						<p>○ 鳥取港湾事務所 所長</p> <p>○ 地方県土整備局長</p>																																																																																																																																																																																																																																																																						
16及び17 略																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
<p>18 同法第18条の規定による土地等の立入り及び一時使用並びに損失補償等</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
<p>いて準用する場合を含む。)の規定による国等の行う海岸保全区域の占用等の協議</p> <p>(一) 空巻巻留票の項の八の17の(一)又は18の(一)に係るもの</p> <p>(二) 空巻巻留票の項の八の17の(二)又は18の(二)に係るもの</p> <p>(三) (一)及び(二)以外のもの</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																																					

<p>(一) 鳥取港、網代漁港及び田後港に係るもの (二) (一)以外のもの</p>			<input type="checkbox"/> 鳥取港湾事務所長 <input type="checkbox"/> 中部総合事務所長 <input type="checkbox"/> 西部総合事務所長				<input type="checkbox"/> 鳥取港湾事務所長 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 鳥取港湾事務所長 <input type="checkbox"/> 地方県土整備局長
19 略								
<p>20 同法第20条第1項の規定による海岸管理者以外の海岸保全施設の管理者に対する報告若しくは資料の提出の要求又は海岸保全施設への立入検査 (一) 鳥取港、網代漁港及び田後港に係るもの (二) (一)以外のもの</p>			<input type="checkbox"/> 鳥取港湾事務所長 <input type="checkbox"/> 中部総合事務所長 <input type="checkbox"/> 西部総合事務所長				<input type="checkbox"/> 鳥取港湾事務所長 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 鳥取港湾事務所長 <input type="checkbox"/> 地方県土整備局長
<p>21 同法第21条第1項及び第2項の規定による法令違反等の場合における海岸保全施設の改良、補修等の命令 (一) 空母港埋没の項の八の六の(一)に係るもの (二) 空母港埋没の項の八の六の(二)に係るもの (三) (一)及び(二)以外のもの</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 鳥取港湾事務所長 <input type="checkbox"/> 中部総合事務所長 <input type="checkbox"/> 西部総合事務所長			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 鳥取港湾事務所長 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 鳥取港湾事務所長 <input type="checkbox"/> 地方県土整備局長
22 略								
<p>23 同法第24条第1項(同法第37条の8において準用する場合を含む。)の規定による海岸保全区域台帳の調査及び保管 (一) 鳥取港、網代漁港及び田後港に係るもの (二) (一)以外のもの</p>			<input type="checkbox"/> 鳥取港湾事務所長 <input type="checkbox"/> 中部総合事務所長 <input type="checkbox"/> 西部総合事務所長				<input type="checkbox"/> 鳥取港湾事務所長 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 鳥取港湾事務所長 <input type="checkbox"/> 地方県土整備局長
24～28 略								
<p>29 同法第25条第2項(同法第37条の8において準用する場合を含む。)の規定による延滞金の徴収 (一) 鳥取港、網代漁港及び田後港に係るもの (二) (一)以外のもの</p>			<input type="checkbox"/> 鳥取港湾事務所長 <input type="checkbox"/> 中部総合事務所長 <input type="checkbox"/> 西部総合事務所長				<input type="checkbox"/> 鳥取港湾事務所長 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 鳥取港湾事務所長 <input type="checkbox"/>
<p>(一) 鳥取港、網代漁港及び田後港に係るもの (二) (一)以外のもの</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 鳥取港湾事務所長 <input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/> 鳥取港湾事務所長 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 鳥取港湾事務所長 <input type="checkbox"/> 地方県土整備局長
19 略								
<p>20 同法第20条第1項の規定による海岸管理者以外の海岸保全施設の管理者に対する報告若しくは資料の提出の要求又は海岸保全施設への立入検査 (一) 鳥取港、網代漁港及び田後港に係るもの (二) (一)以外のもの</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 鳥取港湾事務所長 <input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/> 鳥取港湾事務所長 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 鳥取港湾事務所長 <input type="checkbox"/> 地方県土整備局長
<p>21 同法第21条第1項及び第2項の規定による法令違反等の場合における海岸保全施設の改良、補修等の命令 (一) 空母港埋没の項の八の六の(一)に係るもの (二) 空母港埋没の項の八の六の(二)に係るもの (三) (一)及び(二)以外のもの</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 鳥取港湾事務所長 <input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 鳥取港湾事務所長 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 鳥取港湾事務所長 <input type="checkbox"/> 地方県土整備局長
22 略								
<p>23 同法第24条第1項(同法第37条の8において準用する場合を含む。)の規定による海岸保全区域台帳の調査及び保管 (一) 鳥取港、網代漁港及び田後港に係るもの (二) (一)以外のもの</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 鳥取港湾事務所長 <input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/> 鳥取港湾事務所長 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 鳥取港湾事務所長 <input type="checkbox"/> 地方県土整備局長
24～28 略								
<p>29 同法第25条第2項(同法第37条の8において準用する場合を含む。)の規定による延滞金の徴収 (一) 鳥取港、網代漁港及び田後港に係るもの (二) (一)以外のもの</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 鳥取港湾事務所長 <input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/> 鳥取港湾事務所長 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 鳥取港湾事務所長 <input type="checkbox"/>

<p>規定による危険物等の荷役の許可 (一) 境漁港に係るもの (二) 網代漁港に係るもの (三) (一)及び(二)以外のもの</p>							○	境港水産事務所 所長	○	鳥取港湾事務所 所長	○	中道総合事務所 所長	西道総合事務所 所長	地方県土整備 局長
<p>8 同条例第8条の規定による漁港の区域内における漂流物等の除去命令 (一) 境漁港に係るもの (二) 網代漁港に係るもの (三) (一)及び(二)以外のもの</p>							○	境港水産事務所 所長	○	鳥取港湾事務所 所長	○	中道総合事務所 所長	西道総合事務所 所長	地方県土整備 局長
9 略														
<p>10 同条例第10条第2項の規定による陸揚げ若しくは積込みを行う場所等の指示又は同条第3項ただし書の規定による陸揚げ若しくは積込み終了後の甲種漁港施設利用の許可 (一) 境漁港に係るもの (二) 網代漁港に係るもの (三) (一)及び(二)以外のもの</p>							○	境港水産事務所 所長	○	鳥取港湾事務所 所長	○	中道総合事務所 所長	西道総合事務所 所長	地方県土整備 局長
<p>11 同条例第12条第1項の規定による甲種漁港施設の占用又は当該施設に定着する工作物の新築等の許可 (一) 仮設の工事用施設その他一時的な使用又は許可期間満了後の継続使用に係るもの (1) 境漁港に係るもの (2) 網代漁港に係るもの (3) (1)及び(2)以外のもの (二) (一)以外のもの</p>							○	境港水産事務所 所長	○	鳥取港湾事務所 所長	○	中道総合事務所 所長	西道総合事務所 所長	地方県土整備 局長
<p>12 同条例第13条第3項の規定による漁港施設占用料の減免若しくは分納又は同条第4項ただし書の規定による漁港施設占用料の返還に係る事</p>														
<p>規定による危険物等の荷役の許可 (一) 境漁港に係るもの (二) 網代漁港に係るもの (三) (一)及び(二)以外のもの</p>							○	境港水産事務所 所長	○	鳥取港湾事務所 所長	○	中道総合事務所 所長	西道総合事務所 所長	地方県土整備 局長
<p>8 同条例第8条の規定による漁港の区域内における漂流物等の除去命令 (一) 境漁港に係るもの (二) 網代漁港に係るもの (三) (一)及び(二)以外のもの</p>							○	境港水産事務所 所長	○	鳥取港湾事務所 所長	○	中道総合事務所 所長	西道総合事務所 所長	地方県土整備 局長
9 略														
<p>10 同条例第10条第2項の規定による陸揚げ若しくは積込みを行う場所等の指示又は同条第3項ただし書の規定による陸揚げ若しくは積込み終了後の甲種漁港施設利用の許可 (一) 境漁港に係るもの (二) 網代漁港に係るもの (三) (一)及び(二)以外のもの</p>							○	境港水産事務所 所長	○	鳥取港湾事務所 所長	○	中道総合事務所 所長	西道総合事務所 所長	地方県土整備 局長
<p>11 同条例第12条第1項の規定による甲種漁港施設の占用又は当該施設に定着する工作物の新築等の許可 (一) 仮設の工事用施設その他一時的な使用又は許可期間満了後の継続使用に係るもの (1) 境漁港に係るもの (2) 網代漁港に係るもの (3) (1)及び(2)以外のもの (二) (一)以外のもの</p>							○	境港水産事務所 所長	○	鳥取港湾事務所 所長	○	中道総合事務所 所長	西道総合事務所 所長	地方県土整備 局長
<p>12 同条例第13条第3項の規定による漁港施設占用料の減免若しくは分納又は同条第4項ただし書の規定による漁港施設占用料の返還に係る事</p>														

